

# 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和2年10月27日

岡山市人事委員会

委員長 藤 岡 温

本日、本委員会は、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものです。

本年の民間給与の実態調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施することとしました。先行して実施した特別給等の調査完了率は極めて高いものとなり、コロナ禍と言われる厳しい状況下にもかかわらず、調査に対して格別のご理解とご協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

今回の勧告では、特別給について、職員の支給月数が民間の支給割合を上回っていたため、0.05月分引き下げる必要があると判断しました。

月例給については、調査結果に基づき、改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持して参りたいと考えています。

今般の新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしている状況において、強い使命感を持ってそれぞれの職務に日々全力で取り組んでいる本市職員各位に対しては、心からの敬意を表します。引き続き、健康確保に十分努めながら、職務に対する熱意と誇りを持って真摯に職務に励み、その能力を最大限に発揮することにより、多様化・複雑化する市民ニーズに適時・適切に対応し、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望いたします。

議会及び市長におかれましては、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請します。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と役割に深いご理解を賜りますようお願い申し上げます。